

法人協

第19号

2013年7月発行

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
社会福祉法人協議会

〔もくじ〕

『生活困窮者の支援』に社会福祉法人はどう向き合うか（法人協総会・講演より）……………	6
社会福祉法人のルーツを探る（紫野の会）……………	9
社会福祉法人協議会 平成25年度事業予定……………	12

座談会 社会福祉法人協議会の現状と今後めざすもの

社会福祉法人協議会（以下「法人協」）は前身の社団法人東京都社会福祉経営者協会を引き継ぎ平成13年に設立されました。この間、社会福祉法人を取り巻く法制度も大きく変わり、イコール・フッティング論や内部留保の問題などに象徴されるように、社会福祉法人や社会福祉法人への優遇措置に対する厳しい意見なども聞こえてきます。

そこで、本号では、このような情勢を踏まえ、社会福祉法人協議会が東京都内の社会福祉法人等の経営主体が集まる組織として、今後どのような役割を担うべきか改めて考える機会とするため、現在の正副会長にご参集いただき、関根陸雄広報委員長（徳心会常務理事）の司会により、社会福祉法人や社会福祉法人協議会の今後について、率直なご意見を伺いました。

法人協はここ10年、活動の活性化が大きな課題であった

関根広報委員長（司会） まずは、これまでの法人協の取り組みを振り返っていただきたいと思います。

田中副会長 私は平成15年度から役員を務めています。法人協には調査研究、広報、研修の3つの委員会がありますが、以前は委員会における取り組みを中心とした事業展開だった印象があります。いまでもその点は変わっていませんが、ここにきて役員会で各施設種別の経営的課題について共通認識を持つ取り組みを進めるなど少しずつ役員会が主導的な役割を果たすようになってきたと感じています。



高橋利一会長

至誠学舎立川理事長。立川市内を中心に30を超える施設（高齢者、児童養護施設、保育所など）を経営。平成23年度より法人協会長

高橋会長 内規によると法人協の会員構成は「東京都社会福祉協議会業種別部会連絡協議会に属する施設部会の会員施設を経営する社会福祉法人」とあり、また、その次項において「なお、前項の会員施設を経営する財団法人、社団法人、宗教法人等も同様の扱いとする」と記されています。つまり、都内の社会福祉法人はもちろんですが、東社協会員である都内の施設を経営している財団法人、社団法人、宗教法人等の非営利法人や他県に本部がある社会福祉法人、そして都外施設を経営している社会福祉法人も会員に位置づけられていますので、非常に幅広い。加えて、法人規模の違いや経営する施設種別も様々ですので、共通した課題が見出しにくいという問題があると思います。ですから、私が会長に就任した時点で、法人協の課題の一つに活動の活性化がありました。法人の経営的課題といっても経営している施設種別によってかなり違います。そのため、まずは活動を行っていく上でその中核となる役員間で問題の共有認識を図る必要性を感じ、24年度の役員会において各施設種別における経営的課題を出し合い、共有化を図ってきました。

下竹副会長 私は青年経営者会会長という立場で副会長を仰せつかっています。広報委員会では年3回『法人協』という広報誌を発行し、会員法人本部とその経営施設に配布しておりますが、その中の連載記事である『社会福祉法人のルーツを探る』は特に50歳未満の若い経営者にとっては先人たちの歩みを知る上で非常に勉強になります。

関根 法人協の取り組みを紹介する広報誌を編集する立場からすると、活動をもっとすべきだと感じています。田中さんは研修担当の副会長ですが如何ですか。

青年経営者会とは
青年経営者会は社会福祉法人協議会の内部組織に位置づけられ、会員は東京都内において社会福祉事業に従事する満50歳未満の法人役員や管理者職員等で構成されています（現在の会員数は101名）。毎年、セミナーや施設見学会の開催等を通して、青年経営者の資質の向上や、青年経営者同士の交流を図っています。



田中正己副会長

三社会理事。調布市、北区、板橋区に計6つの保育所を経営。平成23年度より法人協副会長

田中 法人協としての研修はもちろん通常6月と翌年3月に開催される（役員改選期には12月も開催）総会の際にも講演会や行政説明を行っていますが、研修委員会の所管としては経営者セミナーを平成18年度より毎年開催しています。先ほど会長が仰った活動の活性化という意味を込めて、平成24年度より従来の年1回開催から年2回開催としました。テーマは社会福祉制度の動向というより組織の活性化など「経営」という点を意識しております。また、23年度よりセミナー終了後に情報交換会も開催し、参加者同士の施設種別を超えた顔の見える交流を図る機会も大切にしています。

高橋 調査研究事業も毎年テーマを変えて法人が抱える課題を明らかにしています。平成15年度以前は課題別検討委員会の中で

人事・労務管理や業務運営管理等をテーマとして扱っていましたが、16年度以降は特別委員会において「社会福祉法人における指定管理者制度の現状と今後の課題」、調査研究委員会においては「社会福祉法人の重要性とその役割」を発行したのを始め、近年は「社会福祉法人の地域福祉事業・活動のためのガイドライン」「小規模な社会福祉法人における経営のあり方」「社会福祉法人が取り組むべき要援護者支援のあり方」などを扱い報告書にまとめてきました。根底にあるのは社会福祉法人を取り巻く厳しい状況への危機感からだと思っています。

田中 その点では、平成20年に、東京都における社会福祉法人の活動理念を明確にするため、法人経営の基本姿勢、健全な事業経営への取り組み、福祉的課題への先駆的な対応、人材確保と資質の向上、自主的財源の確保と社会還元、災害対策の推進、法人機能の強化の7つの柱から成る「社会福祉法人 行動指針」を策定したことも特記すべき事項だと思います。

都内においても社会福祉法人の存在意義が問われている

関根 昨今は社会福祉法人を取り巻く動向も厳しくなっています。東京都においては平成23年に「社会福祉法人経営適正化検討会」の最終報告書がまとめられています。また、国の規制改革の検討の中でも民間参入等の規制緩和や経営情報の公開を求める声も出てきています。これらの動きについてはどのように受け止めていますか。

高橋 都内においては福祉分野への民間企業やNPOなどの参入もあり、社会福祉が普遍化していくなかで、まさに社会福祉法人の存在意義が問われている。そのためには、経営基盤の強化も図る必要がありますし、多様なニーズに対応できる法人として進化が求められている。昨年度の役員会の中でも例えば介護報酬改定が実質マイナス改定の中での経営の改善、施設の老朽化に伴う建て替えの推進、人材の確保と定着化、利用者の高齢化や重度化に伴う対応、指定管理者にプロポーザルする都内の法人が少ないなどが問題点や課題として挙げられています。私は社会福祉法人の全国組織である全国社会福祉法人経営者協議会（全国経営協）の会合にも出る機会がありますが、地方の法人に比べても東京の法人は非常に経営実態が厳しいという感想を持っています。

田中 東京都の報告書の中でも理事・監事機能や法人本部機能などの経営機能の強化が謳われています。ただ、保育所は社会福祉事業の当該費目の用途制限に関して法人本部会計への繰り入れに関しては前期末支払資金残高から、またはそれを源泉とした積立金取り崩しによるものの制限が残っており、本部機能強化についてもなかなか前に進まないという実態があります。繰越金ではなく、運営費の中からきちんと予算立てして支出できる形にしないと、本部機能強化も法人の大規模化もメリットがありません。必要なところに必要な資源を集中して使える環境になってほしいと感じています。

下竹 私の法人は一施設のみを経営する法人にあたりますが、施設を経営する社会福祉法人のうちそのような法人が都内には約4割あります。規模の小さな法人の立場から見ると、法人の経営機能の強化といってもスケールが違い過ぎるという印象を抱いています。

関根 しかし、世間の目から見ると、規模の大小にかかわらず、社会福祉法人に対するガバナンスや内部のコンプライアンスが求められてきているように思います。

田中 一法人一施設の多くは保育所だと思いますが、小規模な法人は個々の利用者に配慮したきめ細かい対応や理念を重視した運営がしやすいことが良さの一つにあると思います。その部分は失わないでほしいですね。

下竹 逆に問題点としては、資金の余裕がない、職員数が少ない（人手不足）、役職枠が限られ職員の昇進機会が少ないために職員の意識の低下やマンネリ化が比較的生じやすい、後継者育成が難しいなどが聞かれます。

高橋 かつては法人ではなく、福祉活動はまず施設ありきだった。ただ、社会福祉法人は公益性と公共性を前提として、地域住民への福祉サービスを提供する組織として設置されたわけですから、一法人一施設で始まったとしても、いずれの法人にも今後拡大していく可能性があると思います。

田中 仮に規模を拡大するとしても資金面や人員面で課題もありますね。



下竹敬史副会長

さくら福祉会理事長。板橋区に保育所を1施設経営。平成25年度より法人協副会長で、青年経営者会会長

高橋 これからはそれぞれの法人の特性を維持しながらも住民に対してきめ細かなサービスを拡大していくことが求められている。その意味で社会福祉法人は行政のニーズに対して何か提案できる力を持たないといけない。他の県では、複数の社会福祉法人が連携しスケールメリットを生かした形で一つの事業を行うなど事業の拡大を図っている事例も聞かれます。今後はそういう工夫も必要かもしれません。

今後は各施設部会と連携した取り組みが必要

関根 25年度より会長として2期目に入りましたが、今後の抱負を伺えればと思います。

高橋 都内の社会福祉法人にも様々な課題がある中で、法人協がどう取り組めていけるかだと思います。その意味で、25年度は役員会で共有してきた各施設種別における経営的課題を会員法人にフィードバックしていきたい。そして、大都市東京における特有の問題を明らかにして、社会福祉法人の役割や存在意義についてともに考え、社会に広く知らせ理解を深めるようなセミナーを開催したいと考えています。いわば社会住民参加型の福祉活動の拠点となりうる法人です。

田中 経営者セミナーも2回のうち1回を宿泊研修とし、種別を超えた交流を促進させたいと考えています。また、福祉施設における指定管理者制度のあり方については以前にも調査研究で取り上げましたが、今後も注視していかなければいけない課題です。

関根 研修という点では、会員法人からも様々なニーズがあると思います。昨年度は海外の福祉施設等への視察研修の提案もありましたね。

田中 研修委員会で検討したいと思います。

関根 調査研究事業では今年度、いま大きな社会問題になっている生活困窮者の支援を取り上げていますね。

高橋 これまでの調査研究は報告書にまとめ会員法人に配布する形でしたが、25年度は参加を希望する会員法人を募り、法人協として社会福祉法第2条3の文言を各法人の定款への位置づけ促進や生活困窮者の支援に関わる具体的な事業を実際に立ち上げることを計画したいと思っています。仕組みづくりは先進事例などに学びながらこれから検討をしていくことになりましたが、多くの会員法人のご理解とご協力をお願いしたいと思っています。

下竹 東社協には施設種別ごとに高齢から障害、児童、保育や保護施設に至るまで13の施設部

平成25年度社会福祉法人協議会 役員名簿

役職	氏 名	所 属 法 人	法人における役職
会長	高橋 利一	至誠学舎立川	理事長
副会長	田中 正己	三社会	理事
副会長	横内 康行	あいのわ福祉会	理事
副会長	下竹 敬史（※）	さくら福祉会	理事長
役員	相羽 孝昭	アゼリヤ会	常務理事
役員	石崎 優仁	にじの会	理事長
役員	石渡 健太郎	東京光の家	常務理事
役員	遠藤 和幸	康保会	理事長
役員	川田 仁子	藤倉学園	理事長
役員	神田 明啓	芳洋会	理事
役員	城所 真人	稲城青葉会	理事長
役員	斉藤 弘美	大洋社	常務理事
役員	佐々木 晶堂	蓮花苑	理事長
役員	品川 卓正	村山苑	理事長
役員	関根 陸雄	徳心会	常務理事
役員	高原 敏夫	マザアス	理事長
役員	武内 昶篤	多摩済生医療団	理事
役員	田中 雅英	大三島育徳会	常務理事
役員	中島 真由美	太陽福祉協会	副理事長
役員	秦 清一郎	清涼会	理事長
役員	森山 善弘	恵比寿会	常務理事
役員	市原 純哉（※）	あいのわ福祉会	副施設長
役員	加藤 修一（※）	泉陽会	理事長
役員	古山 雄一（※）	芳洋会	マネジャー

（任期 平成25年4月1日～平成27年3月31日）

※は青年経営者会からの推薦

会があり、それぞれ活動していますが、各部会でもそれぞれ調査研究をしていますね。

田中 各部会が実施した調査結果を活用し、法人協として種別を超えた全体の要望や提案ができるようになれば望ましいですね。

高橋 その通りですね。私も過去に児童部会の部会長を長く務めました。個々の部会活動は活発ですが、部会を超えた横の連携が十分でない。仮に複数の部会が同じことを考えているとすれば、法人協が主導的に動いて、種別を超えた共通の課題の改善に向けて積極的な役割を果たしていく必要があると思います。また、介護報酬の改定の時期には高齢者施設福祉部会がいろいろな取り組みをされていましたが、法人経営者の組織として部会の取り組みと連携することも今後考えていかないとはいえない。

田中 保育所でも障害を持ったお子さんを預かっていますが、障害者施設と協働して研究ができるといいなと思います。

関根 青年経営者会会長という立場から如何ですか。

下竹 青年経営者会の立場から見ると社会福祉法人協議会は親会にあたりますが、青年経営者会は会員同士のコミュニケーションや自己研鑽を目的とした事業が多い。逆に親会は法人が抱える経営的な課題について解決に向けて動いていく役割を担っていると思います。しかし、青年経営者会の立場から見ても、親会の取り組みが見えにくい部分があると思いますので、もう少し会員法人に対して目に見える形でわかりやすく情報提供をしていく必要があるのではないのでしょうか。

関根 確かに法人協の取り組みは会員から見るとわかりづらい側面もあります。今後はもっと会員法人に目を向けた法人協であってほしいですね。最後に高橋会長からお願いします。

高橋 要するに会員法人が一つになる方法を考える必要がある。究極的にはある目的に向かって会員法人がお金を拠出しながらも守り抜くような取り組みがあってもいい。社会福祉法人は新しいことに挑戦しないという批判もありますが、そこには利用者へのサービスの水準を低下させないために慎重になっている面もあります。ただ、今後は、社会福祉法人が専門機関として各地域において社協などと協働し、質の高い福祉の推進に主体的な役割を果たしていくことが期待されていますので、法人協も全都的な組織としてその役割の一端を担っていきたいと考えています。

関根 本日はありがとうございました。

横内康行副会長も座談会に出席の予定でしたが、当日致し方ない事情により欠席となっています。



横内康行副会長
あいのわ福祉会理事。足立区内で身体障害者、知的障害者の施設や事業を運営。綾瀬あかしあ園施設長。平成23年度より法人協副会長

当日の座談会に急遽所要で出席することが出来なかった私ですが、法人協の現状と今後の課題として一言。

現状の課題は、福祉職場で働こうとする若者が年々減少していることです。とりわけ男性職員の確保が困難な状況が続いています。高齢者、障害者の増加はしばらく続くことは変わらないと考えます。働き手の確保が出来なければ、事業の拡大や更なるサービスの向上は望めません。人材確保が急務です。

今後の課題として考えられることは、東京都の所有施設及び区市町村の所有施設の指定管理者制度から法人への施設移譲が急激に増えると予測します。公の手から法人に移譲する場合に注意しなければならないことは、建物の維持や運営費についての折衝が困難を極めることが予測されます。

これらの課題を法人協として捉え、スムーズな対応や後方支援が必要になると思われます。

■ 社会福祉法人を取り巻く制度の動向

『生活困窮者の支援』に社会福祉法人はどう向き合うか

(平成25年3月8日開催 法人協 総会における講演より)

社会福祉法人さくま 理事長、社会福祉法人松溪会 理事長
全国社会福祉法人経営者協議会 副会長 武居 敏 氏

最近の社会福祉法人を取り巻く情勢



武居敏副会長

昨今は社会福祉法人に対する厳しい意見や指摘も聞こえてきます。その内容は多額の内部留保がありながら蓄えた資産の維持に走っている。他方、制度の枠の事業しか行っておらず、新しい社会のニーズに応える、つまり社会に還元するという動きが非常に鈍い。経営の近代化も進んでいないというものです。

これらに関連した指摘は国の規制改革の会議の間からも聞かれます。民主党政権下で設置されていた「規制・制度改革委員会」(平成24年12月26日に廃止。現在は「規制改革会議」)が平成24年11月28日に開催した介護事業における事業主体(社会福祉法人)のあり方に関する集中討議においても、委員から社会福祉法人の財務諸表の全件公開、一定規模以上の法人への外部監査の義務付け、内部留保の金額の実態把握と一定の金額を超える場合は社会還元するインセンティブが働くしくみとすること、第三者評価については全国一律・一様の制度を構築し全法人が受審するしくみをつくることなどについて、厚生労働省に回答するよう求めています(※その後、本年5月に厚生労働省より平成24年度の財務諸表を一般に公表する旨の考え方が示され、5月31日付で「社会福祉法人の運営に関する情報開示について」として、都道府県等の社会福祉法人所轄庁に対し、管内社会福祉法人の業務及び財務に関する情報開示を進めるよう通知が出されています)。

福祉に対する新しいニーズ—生活困窮者への支援

そこで何をすべきか。他の経営主体との違いの明確化という点から社会福祉法人が取り組むべき内容としては事業の公共性と法人組織の公益性の二つがあります。では、社会福祉法人にとって何が公共的な事業なのか、新しいニーズへの対応なのかと考えますと、昨今、大きな社会問題となっている生活困窮者への支援に積極的に関わっていくことが挙げられると思います。

この問題への対応については、既に厚生労働省においても検討が進められています。平成24年4月に社会保障審議会の中に「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」が設置されました。この部会では生活困窮者への支援を構築する仕組みを法制度の中で考えるべきという問題意識から始まっていますが、7つの分野から検討が進められてきました。一つは相談支援。総合



総合的な相談と「包括的」かつ「伴走型」の支援

的な相談窓口を設置して、そして個別のアセスメントをし、具体的なサービスのプランを作って、幾つか制度の中にあるプランを実施する。実施したことによって、それをさらにアセスメントをして、また新しいプランを作るというものです。

次は、経済的な自立のためのポイントである就労支援や多様な就労機会の提供。就労といっても、すぐに一般就労という話ではなく、必要な訓練を行うなど幾つかの段階が必要だということです。そのため、日常生活の自立から社会参加を経て就労に結びつくための中間的な幾つかのシステムが必要です。さらにその先には、住居の確保、家計の維持や健康支援という課題があります。最後のところでお金が足りなくなる人が結構いるわけです。従って、きちんと家計を組み立てる。さらには高い金利のお金を借りて家計が成り立たなくなっている方に対して、具体的な生活の再建のための貸付や整理が欠かせません。

最後は、貧困の連鎖に対する防止です。生活保護受給家庭の子ども、生活困窮や孤立状況にある若者の支援を考えていく中で、特に中高生に対する学習支援が必要だということです。平成25年1月に出された特別部会の最終報告書（※）の中でこれら7分野の内容が具体的に記されています。

※特別部会報告書における新たな生活困窮者支援制度の概要（厚労省会議資料より）

【基本的な考え方】

- 生活保護に至る前の段階で早期に支援を行うとともに、必要に応じて生活保護受給者も活用できるようにすることにより、困窮状態からの脱却を図る。
- 地方自治体が実施主体となり、民間団体と協働して取り組む。

【具体的な仕組み】

- (1) 生活困窮者の自立までを包括的・継続的に支える新たな相談支援体制の構築
- (2) 就労に向けた生活訓練・社会訓練・技術習得訓練を有期で行う事業（「就労準備支援事業」）の実施
- (3) 一般就労が直ちに難しい者に支援付きで軽易な作業等の機会を提供する「中間的就労の場」の育成支援
- (4) ハローワークと自治体が一体となった就労支援体制の全国的な整備
- (5) 家計収支等に関するきめ細かな相談支援の強化
- (6) 離職により住居を喪失した生活困窮者に対する家賃補助のための給付金（有期）の制度化
- (7) 子ども・若者の貧困の防止
 - ① 地域若者サポートステーションの充実強化
 - ② 生活困窮家庭の子どもに対する学習支援等を行う事業の実施

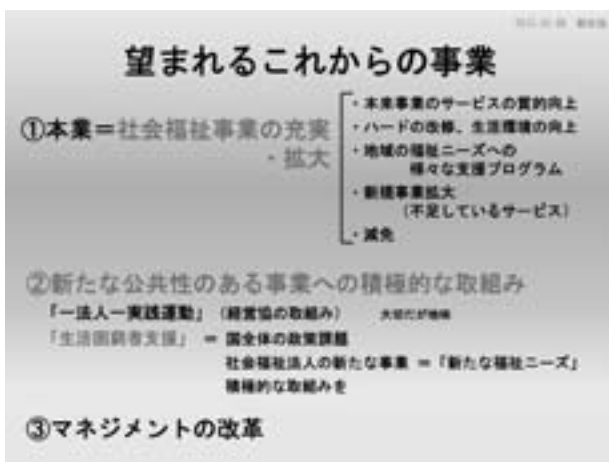
具体的取り組みの先進事例

既に社会福祉法人の中には、生活困窮者の支援に積極的に取り組んでいるところもあります。最も広く知られている事例として、大阪府の老人施設部会が中心になって大阪府社協とともに実施している社会貢献事業があります。この取り組みは約400の大阪府内の特別養護老人ホーム等が年間に7,000万から8,000万ぐらいのお金を出し合って一時的な経済援助や人の確保をしている。各老人福祉施設のコミュニティーソーシャルワーカーと、広域的に調整を行う大阪府社協の社会貢献支援員による重層的な相談支援活動です。その他にも、地域における6次産業

化の推進で生活困窮者に多様な就労機会を提供している法人（和歌山県・一麦会）、救護施設入所の生活保護受給者の地域移行を推進している法人（静岡県・聖隷福祉事業団、天竜厚生会）、生活保護受給者への住居を提供している法人（鳥取県・こうほうえん）、ホームレス受入れ事業で住居を提供している法人（長野県・信濃福祉施設協会）、高齢農家と障害者の連携を図っている法人（佐賀県・佐賀西部コロニー）などもあります。

社会福祉法人だからこそその事業

このような事例を聞くと多くの方は「私の法人ではとてもできない」という感想を持たれるかもしれませんが、ここで皆さんにも考えていただきたい。本来は、社会福祉法人が行う事業のもとをたどれば、生活困窮問題にあります。例えば、老人福祉施設は社会福祉法人減免に余り積極的ではないと言われていますが、そもそも生活保護受給者の約半分は高齢者であり、高齢者福祉を専門に実施しているから貧困問題は余り関係がないということではない。保育園のみ経営している法人は日常的に見えることの中で必ずしも貧困問題は出てこないかもしれない。ただ、そこで起きてくる保護者の問題などを突き詰めていくと、そこに貧困の問題が隠れているケースがある。関連した事業を根元的なところで結びつけていくと、1つや2つは必ず貧困問題に結びつくものがあるのではないのでしょうか。



望まれるこれからの事業

もちろんその法人にとっての本業の事業を充実・拡大することは当然のことです。そのことを行わないで、別のニーズばかりに対応しろという話はおかしい。まずは自分たちが実施している社会福祉事業の充実、発展、拡大が必要でありますし、少なくとも今日の流れの中では高齢者、障害者、社会的養護、保育など、どの事業を見ても特に大都市ではまだまだ地域のニーズは非常に高い。ですから、これらの問題に積極的に対応するために、計画をしっかり持ち、その計画のために必要な内部留保

を持つことは当然であります。

しかし、少なくともそれだけで良いということではなく、新しいニーズへの取り組みが必要とされるのだとしたら、我々、社会福祉法人としての取り組み姿勢を示すことが社会福祉法人として社会的な要請に応えることになるのではないかとと思われるわけです。そして、これらを実現するためには、やはり経営力も確保しなければいけませんので、日ごろのマネジメントの確保が非常に重要なのだらうと思います。

本年5月17日、平成25年1月に出された特別部会の最終報告書を受け、生活保護受給にいたる前の自立支援策の強化を図ることを主眼とした「生活困窮者自立支援法案」や「生活保護法の一部を改正する法律案」（生活保護法改正法案）が閣議決定され、第183回通常国会に提出されました。その後、6月4日に衆議院で可決されましたが、国会の審議スケジュール等の事情から廃案となりました。法案成立に向けた今後の行方が注目されます。

社会福祉法人のルーツを探る⑬

社会福祉法人 紫野の会 理事・かりいほ施設長 石川 恒 氏

地域生活定着支援センター長 赤平 守 氏

聞き手 社会福祉法人あいのわ福祉会 理事 横内康行（社会福祉法人協議会広報担当副会長）
社会福祉法人徳心会 常務理事 関根陸雄（社会福祉法人協議会広報委員会委員長）
社会福祉法人あすなろ福祉会 副園長 小川恵美（社会福祉法人協議会広報委員会委員）

今回は、東京都地域生活定着支援センターがどのような取り組みを行っているのか、矯正施設を退所した福祉的な支援を必要とする触法者の支援に社会福祉法人がどのように関わるべきかお伺いするため、センターを運営する社会福祉法人紫野の会の石川氏に主に法人全体のこと、赤平氏にはセンターのことについてお話を伺いました。紫野の会は昭和54年より知的障害者支援施設「かりいほ」を設置経営、また平成23年5月よりセンターの受託運営を通して、生きにくさを抱えながら生活している高齢者や知的障害者などへの支援を行っています。

Q1

法人を設立し、かりいほの施設を始められた経緯はどのようなものだったのでしょうか。

石川 ▶ 練馬の小学校で特殊学級の教員を務めていた手塚芳美（初代かりいほ施設長）は、教え子たちの中に学校を出ても非行に走ったり何か問題を抱えて行き場所がない子どもたちがいることを痛感し、彼らのためのやり直しの場所を作ろうとしたのが始まりです。そこで、情報があふれ刺激の多い都会を離れた自然に恵まれた土地を求め、栃木県の県北にある黒羽町（現在の大田原市）に30名定員の都外施設を設置することにしました。施設設置に向け、社会福祉法人を昭和53年12月に設立し（初代理事長：白岩隆直）、「かりいほ」は昭和54年4月に開所しました。なお、法人の本部は東京都杉並区にあります。



石川恒理事

「かりいほ」は利用者の「仮の宿」という意味で、ずっと居るところではなく、生活をやり直す場所です。「かりいほ」に入所してくる方々は中軽度の知的障害者で、窃盗などの非行や人間関係がうまくいかないために起こる様々な問題を抱えていて、家庭や地域で生活することが困難になった人たちです。職員が利用者といっしょに切磋琢磨しながら集団を大事にして生活し、利用者は集団に適應することで生活のやり直しをしてきました。その支援で、これまでも170人ほどの利用者が「かりいほ」を退所し、それぞれの利用者が望む生活へと移行していきました。しかし、次第に発達障害のある方々の利用が増えてきました。これまでの支援は、施設の集団生活に適應することを利用者求める支援でしたから、発達障害のある方々をしっかりと支援できません。開設から約20年経過した頃から、利用者一人ひとりの生きにくさを職員が理解し、職員と利用者が協働して本人の思いを実現する個別の支援へと見直しを進めてきました。

Q2

東京都地域生活定着支援センターを受託された経緯についてお聞かせください。

石川 ▶ 私どもの法人の「かりいほ」で取り組んでいることは全国的にもあまりないものと思います。「生きにくさ」を抱えた人たちへの支援を「かりいほ」ではしています。その中に矯正施設を出た人たちもいるということです。一方で、近年は刑務所の中に高齢者や知的障害者が数多く入っており大きな社会問題になってきました。そのため、ようやく国

においても対策が講じられ、平成21年度に「地域生活定着支援事業」を創設し、高齢又は障害を有するため福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者について、退所後直ちに福祉サービス等（障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など）につなげるための準備を、保護観察所と協働して進める「地域生活定着支援センター」を各都道府県に整備することになったのです。私と赤平はこの仕組みづくりにつながる厚生労働科学研究に当初から関わってきました。紫野の会が東京都の地域生活定着支援事業に応募したのは、そういう経過があったからでした。

Q3

東京都地域生活定着支援センターの事業内容について具体的に教えてください。



赤平守センター長

赤平 ▶ 刑務所や少年院などの矯正施設には退所しても受け入れてくれる家族がいない、自立して生活することができない高齢者や知的障害者が数多くいます。受刑者の1/4はIQ70以下と言われておりますが、彼らは知的な障害を抱えていたり、年老いていく中で人間関係のもつれなどから大きな生きにくさを抱えている一方で、これまで福祉サービスには一切かかわりがないうちに生きてきました。それ故、出所しても帰る場所がなく、再犯が起こる構造になってしまうのです。実際、私が関わったケースでも刑務所を出所しても切れ目なく窃盗などを繰り返し、40回以上刑務所に入っている高齢者もいたりします。

センターの事業はこうした方々が対象になるのですが、センターが実際に相談を受けるのは刑務所等の矯正施設や保護観察所になります。具体的な支援の流れとしては以下のとおりとなります。まず矯正施設からアセスメント、情報収集・面談をした上で、対象者本人のニーズの把握を行います。その後、調整すべき事項、調整の方針、調整期間などの福祉サービス調整計画を作成し、ニーズにつながる福祉サービスの調整などの福祉的手立ての検討を行います。関係機関との連絡調整会議において情報の共有化、役割分担、福祉的手立ての確認などを行った後、サービス利用事業所への引継ぎを行いつつ、本人が矯正施設を出所し、福祉サービス利用の開始となります。また、福祉サービスの利用開始後に本人の生活の状況・新たなニーズの把握・相談などのフォローアップをする他、その後の福祉サービス等の利用に関して本人や関係者に対して相談支援を行います。フォローアップの際に福祉事務所、更生保護施設、保護司会、区市町村社協、身体障害者・知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、地域包括支援センターなどの地域の機関に関わっていただけると随分違うと感じています。

しかし、矯正施設を出所し最終的に福祉サービスの利用までつながる方もいますが、福祉施設に入所するケースはまだ少ないのが現状です。福祉施設の方からは必要性は理解いただいていると思いますが、自施設で受入れるという認識にまでは至っていない場合も見受けられます。「職員の専門性が高まったら受けたい」という形でお断りを受けることもしばしばです。

Q4

支援をしていく上で大切にされていること、心がけていることはどのようなことですか。

赤平 ▶ センター事業の対象になる方々は基本的に生活をする術をもっていない。仮に生活保護を受けたとしても、生活保護費を計画的に使える能力がない。このことの背景には貧困と無知の問題があります。驚くべきことですが、現在、センターには100人を超える対象者がいるのですが、最終学歴は中卒以下が99%です。本人の障害という要素もあります

し貧困の問題も大きい。そして、かなりの確率でその保護者も軽度な知的障害を持っていたりしています。彼らは障害そのものを認めるといよりも知らないのです。また、保護者がわが子の障害を認めないという状況も見られます。ですから障害者手帳を取得していない知的障害児者も多い。当然、彼らに対して支援機関が介入できる時期がその方の人生の中で何度かあるはずですが、その際に適切な介入をしていけば、刑務所に入るまでに至らないで済んだ人がたくさんいます。対象者へのアセスメント、情報収集・面談をし彼らの生育歴をたどっていく中で、子どもの頃から想像を絶するような生き方をしている人が本当にたくさんいるのです。

支援をする上で気をつけていることは共感できること。共感して相手の立場をきちんと尊重できることが大切です。なぜなら、彼らは福祉が一番必要であるにもかかわらず、これまで福祉と一番遠いところにいた人です。福祉のお世話になることは非常に恥ずかしいことだと思っています。

そのことがさらに負の連鎖を作っていくことになる。つまり、彼らからすると、福祉そのものが、お上のお世話になって、一番遠いところにいたために、正反対の対岸のところに行ったらどのような世界があるのかわからず、福祉の世界は非常に怖いところだと思われる部分もある。そのための説明をするのに、上から目線で言うのではなく、相手に共感をし、「福祉サービスを利用することであなたの生活がこう広がる」という話をしていかないと障害者手帳を取得しようとも思わない。

Q5

今後、触法者への支援に向け、取り組んでいきたいこと、重視していきたいことはどのようなことですか。

赤平 ▶ 相談件数も多くなり、他県と比べると3倍以上のペースで増えてきているので当初の方針が徐々にぶれてきてしまっているのが実情です。ただ、支援をする立場として犯罪者というフィルターは通さないように気をつけています。障害者や犯罪者であるという先入観にとらわれず、同じ人間であり私たちと変わらない部分を意識しながら関わっています。

その意味でも人材育成は重要です。私たちが行っている支援は、100%正解ということはありません。ほとんどはこれで良かったのかと自問自答するケースばかりです。「幸せというのは一人では味わうことができない」という言葉があるように、彼らがたった一人で幸せを感じることは難しい。私たち支援者が行っていることも一人よがりでは絶対できない。つまり、支援者、対象者双方が同じ方向を向いていこうという姿勢がないといけない。「共感する」ためにはその視点が大切です。

刑務所の刑期は期間が定められていますが、福祉には期間の定めがない。「期間を決めずに自分と向き合ってくれる」ことを理解して初めて「もう刑務所なんて行かない」と感じる。そのことでフォローアップが初めて終了するのです。

今後そのフォローアップを成功させていくためには社会全体が触法者の社会復帰という経験を積んで「なんだ、刑務所から戻ってきたって普通の人じゃないか」ということを正しく知ってもらうしかありません。正しい情報を流して正しく理解してもらいたい。ですから、私どもの思いとしてはセンターで対象となる方々を「かりいほ」で受入れないという決意しております。なぜならそれではこうした方々への理解が広がらないからです。

今後強化していきたいことは、触法者への支援の必要性はわかるが自分の目の前では起こってほしくないという世の中の流れを変えることです。あえて何もしない、当事者にはならない。そのためには動かないのが一番という考えは日本人独特かもしれませんが、そうした考えを少しでも変えてもらいたい。そのためにも地道な啓発活動が重要だと考えています。

社会福祉法人協議会 平成25年度事業予定

■ 総会（全会員法人が参加対象です）

25年度は年2回（6月7日、26年3月7日）開催いたします。

■ 役員会

25年度も年6回開催し、各分野が共通で抱えている経営的課題について共有を図りつつ、法人協としてどのような取り組みが可能であるのか具体的な検討を行います（その成果を、全会員法人を対象とした「東京のあるべき福祉の姿」をともに考えるシンポジウムの開催につなげていく予定です）。また、東京都福祉保健局指導監査部所管部署にも定期的に出席頂き、東京都の施策や社会福祉法人を取り巻く課題等について情報交換を図ることにしております。

■ 研修委員会

例年開催しております経営者セミナーを年2回開催する予定です。25年度は2回のうち1回は1泊2日の宿泊研修を予定しております（第1回セミナーの詳細は既に各法人本部にご案内しております）。

○第1回経営者セミナー：平成25年9月13日（金）午後開催（青年経営者会と共催）

- ・テーマ 「今を生き抜く経営者の思想 ～数々の経営者を取材した経験から～」
- ・講師 （株）財界研究所代表取締役 雑誌『財界』編集主幹 村田 博文氏

○第2回経営者セミナー：平成25年11月6日（水）午後～7日（木）午前

- ・会場 大月ホテル和風館（静岡県熱海市）
- ・内容 1泊2日の宿泊研修

■ 調査研究委員会

大都市東京において制度の狭間で困難に遭遇している生活困窮者を支援するための活動の実施を念頭に、幾つかの社会福祉法人の連携という形で生活困窮者の支援に関わる具体的な仕組みづくりを検討していきます。

■ 広報委員会

広報誌『法人協』では法人協の取り組みや社会福祉法人に関する情報提供を行います。25年度は今号を含め年3回（7月、11月、26年3月）発行いたします。

● 編 ● 集 ● 後 ● 記 ●

広報委員会では、毎号の中でルーツを探るや法人本部機能などについて、歴史のある法人や特徴ある取り組みを行っている法人、施設を訪ねてインタビュー形式にてお話を聞きしています。

今回は「地域生活定着支援センター」のお話を伺いましたが、社会福祉の分野でありながら普段私たちには余り馴染みのない取り組みをされていました。この支援センターとは、各都道府県に1～2ヶ所程度しか設置されていない事業で、主に知的障害者と障害のある高齢者を中心とした触法者の社会復帰や更生施設支援に当たる事業を実施しています。実に大変な仕事であることを改めて知ることが出来ました。

この話を伺って福祉分野の仕事の奥深さを改めて痛感して帰って来ました。機会があればこのような事業について、私達はもっと理解を深めることが必要ではないかと感じました。

（あいのわ福祉会 横内）

法人協 第19号

発行 社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 社会福祉法人協議会
〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸1-1 TEL 03-3268-7192
発行人 社会福祉法人協議会 会長 高橋 利一
編集人 社会福祉法人協議会 広報委員長 関根 陸雄
発行日 平成25年7月19日